

# 平成22年第2回東大和市議会定例会会議録第16号

平成22年6月15日（火曜日）

## 出席議員（22名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	関田貢君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	石川庄太郎君
15番	長瀬りつ君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	桜井輝幸君
議事係長	下村和郎君	主事	新井利恵君

## 出席説明員（13名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
教育長	佐久間栄昭君	企画財政部長	浅見敏一君
総務部長	北田和雄君	市民部長	乙幡修爾君
子ども生活部長	阿部晴彦君	福祉部長	榎本豊君
建設環境部長	並木俊則君	学校教育部長	小島昇公君
社会教育部長	小俣学君	都市計画課長	内藤峰雄君
建築課長	堂垣隆志君		

## 議事日程

- 第1号同意 東大和市副市長の選任について
- 第43号議案 東大和市立第一中学校校舎耐震補強工事請負契約について

〔総務委員会審査報告 日程第3～日程第5〕

- 第 3 22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情
- 第 4 22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情
- 第 5 22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第6～日程第7〕

- 第 6 第37号議案 東大和市街づくり条例
- 第 7 第42号議案 市道路線の認定について
- 第 8 第40号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議第7号議案 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書
- 第10 閉会中の継続審査について

**本日の会議に付した事件**

議事日程第1から第10まで

午前 9時30分 開議

○議長（粕谷洋右君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 第1号同意 東大和市副市長の選任について

○議長（粕谷洋右君） 日程第1 第1号同意 東大和市副市長の選任について、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾又正則君 登壇〕

○市長（尾又正則君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました第1号同意 東大和市副市長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。  
本案は、地方自治法第162条の規定によりまして、東大和市副市長を選任することにつきまして議会の同意を求めらるるものであります。

このたび東大和市副市長の小飯塚謙一氏が、平成22年6月30日をもちまして任期満了となりますので、新たに氏井 博氏を選任するものであります。

氏井 博氏は、昭和49年東大和市役所に入職し、その後都市建設部長、総務部長を歴任しております。以上のことから広い識見と長い経験を有し、人望も厚い氏井 博氏が適任と考え、東大和市副市長として選任いたしたく、ここに御提案申し上げるものであります。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾又正則君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（二宮由子君） それでは伺います。

この方、都市建設部長、総務部長も歴任されておりますけれども、現在平成22年の4月から再雇用職員としてお仕事されてるようでございますが、その再雇用先と雇用の期間、そしてまた副市長候補として決定された時期なども伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 氏井 博氏の再雇用先でございますが、なんがい児童館でございます。

雇用の期間でございますが、1年間ございまして、その後通常ですと更新がございまして、期間としては1年間でございます。

以上でございます。

○市長（尾又正則君） 副市長候補として決定しましたというか、決意したのは最近のことです。

○2番（二宮由子君） なんがい児童館で1年間の契約ということは、例えば同意になりますと7月1日から副市長として仕事をされるので、このなんがい児童館が欠員1になってしまうと思うんですが、それに対しての対応と、あとこの再雇用の期間が1年間で途中で雇いが——これやめられるということになると思うんですが、それに関してのお考えを伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） ここでもし副市長の同意が得られれば、6月30日で再雇用職員のほうは退職というふうになります。その後欠員が生じますが、そこについては臨時職員ですとか別の方法で埋めることを考えております。

あと再雇用職員でございますけども、1年間ということをお願いしておりますが、御本人の都合ですとかいろいろなケースで途中でやめられる方もいらっしゃいますので、その場合はその後については臨時職員で埋めたりとか、当面欠員のままというようなことも生じているケースはございます。

以上です。

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第1号同意 東大和市副市長の選任について、本案を同意と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立多数。

よって、本案を同意と決します。

---

#### 日程第2 第43号議案 東大和市立第一中学校校舎耐震補強工事請負契約について

○議長（粕谷洋右君） 日程第2 第43号議案 東大和市立第一中学校校舎耐震補強工事請負契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第43号議案 東大和市立第一中学校校舎耐震補強工事請負契約についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本事業につきましては、去る5月26日に指名競争入札を実施しましたところ落札業者が決定しましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき御提案申し上げます。

それでは、議案の内容につきまして御説明いたしますが、お手元に御配付いたしました第43号議案資料もあわせて御参照いただきたいと思います。

まず件名でございますが、東大和市立第一中学校校舎耐震補強工事請負契約についてでございます。

1の契約の目的は、東大和市立第一中学校校舎耐震補強工事でございます。

2の契約の方法は、指名競争入札でございます。指名いたしました業者は12社で、5月6日の指名業者選定委員会におきまして、工事内容、工事の規模等を勘案し、同等規模の建築工事について施工能力を有していると認められる業者を選定したものでございます。

3の契約金額は、1億6,119万7,680円でございます。なお契約金額の中には、消費税分767万6,080円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都立川市砂川町4丁目69番地の20。名称、株式会社長井工務店。代表者、代表取締役、長井 守であります。

工期につきましては、議決日の翌日から平成22年11月19日までであります。なお落札業者とは、去る5月27日付で仮契約を締結しております。

工事の概要について申し上げます。なおお手元の第43号議案資料を御参照いただきたいと思います。

まず工事場所でございますが、東大和市奈良橋3丁目530番地でございます。

建物の構造でございますが、鉄筋コンクリートづくりの4階建てとなっております。

延べ面積につきましては、5,046平方メートルでございます。

耐震工事の概要でございますが、外づけブレースが21カ所、鉄骨ブレースが7カ所、耐震スリットが46カ所、RC壁増設が2カ所、RC壁補強、これは開口閉塞であります8カ所、鉄骨階段補強が3カ所でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○13番（関田正民君） この業者にですね、市内業者の下請だとか、そういうことは話をしたんでしょうか。それからもししてなければ、ぜひお願いしたいと思います。

それから当然弁当飯食べますよね。市内業者を使っていたきたい。すべて今建設業者は、大きな建設業者はこの東大和市にありません。ほとんどもうこういう工事は他市の業者が請け負っております。これからいろいろあると思いますので、とにかく少しでもこの市内にお金が落ちるように、今のところ仮契約、本契約のときにそういう条件を出していただけるのかどうか。それでその結果を連絡していただきたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 契約に当たっての説明では、そういったことは説明してございませんが、今後この業者につきまして、できるだけ市内のものを活用できるものは活用していただきたいよう要請はしたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（関田正民君） 要請ではなくてね、指導してほしいと。そういう契約、これから契約ですから、決してできないことじゃないと思います。なぜならやっぱり東大和市に少しでもお金を落とさなきゃいけない。今みんな本当に苦しい、仕事がない、そんな状況です。少しでも市内の業者を生かすように、これは厳しい条件として出していただきたい。そして今も言いましたように、結果をちゃんと報告していただきたい。

○総務部長（北田和雄君） 契約条項の中にそういった文言を入れるのは非常に難しいと考えますので、業者のほうにはその旨を指導していきたいというふうには考えております。結果につきましては把握できる範囲で把握をいたしまして、機会がございましたら御報告したいというふうに考えております。

以上です。

○1番(吉野 孝君) 今回の入札の結果なんです、予定金額というのが2億円を超えた金額になってますが、落札したのが1億6,000万円ということで、この差額というのは4,000万円の差額があります。当然やはり予定価格というのは積算根拠というのがあって、それによって見積もられたものだと思います。この金額の差というのをどういうふうに考えていらっしゃるのか。そしてこの工事そのものがですね、本当に安全な工事がされるのかどうか。まあされるというふうに言われるんでしょうけども、これだけの4,000万円の差はどういうふうに見たらいいのかですね、これについてお尋ねいたします。

○建築課長(堂垣隆志君) まず設計金額につきましては、東京都の工事単価等々を使用して設計をしたものでございます。そういった関係で、あと落札につきましては、企業努力でこのような金額になってるかと思います。

以上でございます。

○1番(吉野 孝君) 私は前議会でも取り上げましたけども、公契約そのものがですね、結果的には安かろう悪かろうじゃないけども、安いほうに金額として落札が行われてくると。今の答弁ではですね、まあ企業努力によって4,000万円という金額がその差額として出てるわけですよ。先ほどの説明でもありますように、これは東京都の工事に対する単価、これの積算したものがこの2億円を超えるもんだと思うんですよ。それが4,000万円の差で企業努力によってそれができるのかどうかということが、私は大変疑問に思ってます。まあ他の落札している業者の金額を見ますと、1億9,000万円という金額が、その辺のところが大体多いと思いますが、そうしてみるとこれは企業努力なのかなということは理解はできますが、こうした4,000万円という金額が企業努力によって行われるということになると、どこを削減するのかと。そうすると材質または設計の材料だとか、そして人件費、こうしたものを削減しなければ、この企業努力としての4,000万円というのは出てこないんじゃないかと。何のための予定価格なのかというのに対して大変疑問に思います。これについてどうお考えなんですか。

○総務部長(北田和雄君) 今回の入札に当たっては、資料にあるとおり業者を選んでいます、これについては実績のある業者を選んでいますので、落札価格が結果としてこの金額になっておりますが、十分適正な工事が行われるということで理解はしております。

以上です。

○16番(尾崎信夫君) 先ほどの地元業者ということがありましたけれども、この一中だけでなく既に四中の工事も行われておりますし、今後も八小、十小等が行われるはずですよ。ぜひこの地元の業者、資材、関係できるものを地元から採用していただくよう、これは常に市としても地元業者の、また商工業者の活性化のためには大事な課題だろうと思います。これらについて、できる限り地元をできるように何らかの形で措置できないのか、この点ちょっとあわせてお尋ねします。

○総務部長(北田和雄君) 地元調達ということでございますが、契約された業者につきましては、できる限り地元で調達できるものは地元で調達していただけるよう指導はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○16番(尾崎信夫君) できればこういうことも何らかの形で確認書なりですね、まあ入札ですからなかなか厳しいかと思いますが、まあ何らかの形でしっかり市としてお願いしていかないと、非常に厳しい状況下にありますので、ぜひこの認識に立ってですね、これは契約だけでなくその他の関連する事業に対しても、地元をできる限り使うようにしていただきたいと思っておりますので、この点、市長よろしくお尋ねいたします。

○市長（尾又正則君） 今尾崎議員がおっしゃったように、日本全体が不況で病んでおります。その意味で今おっしゃったような方向でもって業者にも要請をお願いし、当市の活性化に資したいと思っております。

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第43号議案 東大和市立第一中学校校舎耐震補強工事請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第3 22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情

日程第4 22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情

日程第5 22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情

○議長（粕谷洋右君） 日程第3 22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情、日程第4 22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情、日程第5 22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、以上陳情3件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、総務委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） ただいま議題に供されました22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情、22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情、22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、以上陳情3件につきまして総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情についてであります。

本陳情の審査は平成22年4月23日、5月18日、6月9日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

当市の議員1人当たりの人口3,761名の市民というのは、多摩26市中どのくらいの順序なのかとの質疑に対して、少ないほうから8番目、多いほうから19番目に該当するとの答弁がありました。

次に、地方自治法91条では議員定数の定めがあるが、東大和市は5万人から10万人で上限定数が30になっているところが現在は22である。定数の上限が22のところを見ると、人口が1万人から2万人の自治体となっている。だから東大和市の場合、議員の数が余りにも少ないのではないかとの発言がありました。

次に、地方自治法の91条の定めは、あくまでもこの上限を超えてはならないということで、上限の範囲内で定めるという法的な解釈だと思うとの発言がありました。

次に、この定数の上限という考え方も、人口によって上限が決まっているのだから単に下げればよいという問題ではない。市の行政を進めていく上で、どれが本当に市民のためになる施策なのかということである立場の人が議論する場だから、大勢の議員が発言することのできる議会が必要なのではないかとの発言がありました。

次に、例えばアメリカでシティーマネジャーのように部長職と同じような仕事をしていく。そのかわりに6人とか8人でやってるようなところもあるし、日本の中でも大都市型のいわば政党政治の縮図みたいな議会もあれば、中小都市型の合議機関という形でやってるところもある。そういう議会のあり方を、東大和市がまずどう目指していくのかというところを議論しなくては何人かいいのではないかという話ができない。現状でいえば少なくとも東大和市の議会というのは頑張っているのではないか。それぞれの議員がしっかりと一般質問したり、非常に幅広い意見を吸い上げる機能になっている。そこが伝わっていない層があるので、しっかり広報したり、幅広い存在に議会という存在を実感してもらえる方法を考えていきたいとの意見がありました。

次に、陳情理由で財政危機というところが書かれているが、財政が厳しいから議員を減らすという考えは別なものではないか。議員が何をしているかというのがなかなか市民に見えない状況というのがあって、議員としてはもっと市民に見えるような議会にしていかなければいけない。行政改革を進めていくからには、今の人数で多様な人たちの意見をもっと吸い上げるような方向性でいくことができるように進めていくべきではないかとの発言がありました。

次に、議員または議会というのは、多くの住民のそれぞれの要望、要求に対してどう行政に反映できるのかという役割もあるし、それらを情報公開していく役割もあると思う。大事な条例制定や行政のチェック機能を果たしていくなど深く広く役割があると思うので、その辺をよく精査すべきではないかとの発言がありました。

次に、過去2回の定数削減に携わってきたが、これは議会全体にかかわる問題なので総務委員会だけの議論でいいのか。特別委員会を設置して、定数削減の問題も含めて、ほかにも財政的な問題とかをやる必要もあると考えているとの発言がありました。

次に、東大和市では過去2回定数削減を行ってきたが、この間議会費がどのくらい削減されたのか、各市の状況の中で控室にインターネット等の設備をされているのか、個人の机があるのかないのか等調べていただきたい。また定数削減をした各市において、歳費、政務調査費など議員定数を削減したときに議会費において動きがあったのかなかったのか調査をお願いしたいとの発言がありました。

次に、今の議員報酬は高いのではとの議論があるが、経費はない状態なので報酬を中小企業の売り上げと考えると余り経済的に余裕があるというふうには思えない。その一方で非常に求められる節度なり知識なりは高いので厳しいというのがある。例えば通年議会とか所管事務調査とか、議会を常勤のようにしていくならばもう少し報酬を上げて、その分逆に人数を減らしていくということもあるのではないか。その反対にもう少し逆

に負担を減らしていく形にして、住民からの広聴機能を重視して報酬を下げて人数をふやすというのも必要ではないか。いずれにしても議員としても、東大和市の議会はどうあってどうしていくべきなのかということを議論し考えたいとの発言がありました。

次に、陳情では市財政の状況に関する調査特別委員会の報告書を引き合いに出して、議会が率先して行革に当たるようにとあるが、これはいかにも乱暴である。市の行財政をどう健全にしていくかという点では、今の議員がそれなりの役割を果たしてきたというふうには言えるのではないかと発言がありました。

次に、議員として現場を歩いていると、職員の数も議員の数も多いのではないかと率直な市民感情がよく聞かれる。議会の役割は住民の要求、多様な意見を議会に反映し、行政に反映していくことが一番大きな役割であると思う。それから行政、市長のチェック機関としての役割が大事である。そういうことから議員の資質の向上も求められていると思う。ただ行革というだけではでなく、議会の活性化、情報化も図らなければならぬとの発言がありました。

次に、議会費に関する実施計画の進捗状況はどうなっているかとの質疑に対して、議場等の音響設備の改修工事は19年、20年、21年と連続して出してきたが、今回21年度の3月補正で対応できた。同様に19年度に会議録検索システム導入及びホームページのリンクということで、これも出していたが、議会のほうの対応によって、職員の作業によって載せることができたのでこれは取り下げた。議場のカメラ放映設置工事についても平成19年度から出しているが、これは財政状況によって認められてきていない。議会棟のインターネット配信についても同様に19年度から出しているが、これも財政状況により認められておらず今日に至っているとの答弁がありました。

次に、この陳情理由を見ると、ただ議員を削減すればいいかといったら、私は非常に危険性が伴うと思う。これは慎重に考えたほうがいいとの発言がありました。

次に、26市の議員定数に関する調査集計表の類似団体で比較をすると、東大和市は議員1人当たりの市民の人数は多い。議員1人当たり議会費は少ないほうというふうになっている。東大和市の議員定数は突出して多いということではないと思う。経済同友会が地方議会に対して提言している中で、議員のあり方を考える際、議会の役割・機能を明確にすることが必要である。例えば政策立案により重点を置くのであれば、定員を減らし少数のプロ議員としてそれに見合う報酬とし、かつスタッフをふやすという選択肢もある。一方、行政監視機能や市民の意見反映を重視するのであれば、定員をふやし立候補のハードルを下げ、アマチュア議員で報酬を下げるという方法もあると、ここまで言っている。議会のあり方からして政策立案もできる議員、また行政監視機能や市民の意見を反映する能力を持つ議員が必要だという意味から、期待にこたえるよう頑張っていくことが我々議員に求められていると思うとの発言がありました。

次に、議員が常勤なのか非常勤なのか非常に微妙だと思っている。議会のあり方とか目指す方向性がどこにあるのかで、定数を削減すべきなのかしないべきなのかがかかわってくる。定数削減にシンボリックな効果があるというのはわかるが、人数を減らすことが行財政改革につながるのかという疑問もあるとの発言がありました。

次に、今の右肩下がりの経済状況において実効的な行政改革を市民の理解と協力を求めて推進するのであれば、議会もみずから率先して必要最小限の組織の中で最大限の力を発揮する努力ということも検討しなければ、市民の理解は得られないのではないかと。多摩26市の議員1人当たりの人口の中で、1人当たりの議員に5,614人の市民というのが平均となっている。現在の東大和市は3,761人なので、最小限の組織で最大限の力を発揮

するには、もう少し議員が汗をかいてもいいのではないかというふうに思うとの発言がありました。

次に、地方分権が進む中で議員の立場というのは非常に苦しく大変な仕事になってくると思う。そういう面から人口もだんだんふえてくる中で、私は22名が一番いい状態で、決して多過ぎもしないし忙しいぐらいだと思う。本当に改革をするなら、ほかに議論することがあるのではないかとの発言がありました。

次に、当市の財政状況は長年にわたり危機的状況にあるということをどのように受けとめているかとの質疑に対して、市の財政は非常に厳しい状態が続いていることは確かであるとの答弁がありました。

次に、個人的には拙速に陳情1枚で削減という話をするよりは、今の人数でやれることをもっとやっていく必要があるのではないか。例えば総務委員会で参考人制度を活用したり、また議会の夜間開催を試みようという合意があったが、それもそのままになっている。そういうことをやっていけば、22人がフル回転しなければならなくなってくる。目の前の定数削減というよりも、具体的に議会と市民を近づけるにはどうすればいいのかという話をしたいとの発言がありました。

次に、自分の実感として議員の仕事は片手間ではできない。地方分権の流れの中で大きな責任を問われている。一方、議会図書室の整備やインターネット中継、夜間議会の開催など議員活動の環境整備はおこなわれている。これらの環境を整備するために定数を見直しながら、議会みずから予算を生み出す努力が必要ではないか。類似都市ではここ近年、定数の見直しをしていないのは東大和市と稲城市だけで、ほかのところは次の統一選に向かって定数の見直しをきちっとされている。今回の議論は陳情がきっかけではあるが、本来陳情が出されるまでもなく議会の定数に関して議会みずから出すべきであったと思うとの発言がありました。

次に、今あるお金の中でどこを削ってどこを充実するかという議論は、議会制民主主義をもっと発展させていこうという考えの中では萎縮するものになってしまうのではないか。議会がもっと発展するために、違う発想が必要ではないかとの発言がありました。

次に、平成7年から2回にわたって定数削減を実施して、毎年約3,000万円近くの財源が浮いた計算になる。そのうち議会の環境整備について、どのぐらいの費用が出るかとの質疑に対して、それはわからないが、ただ議会で人数が削減になり、その費用が浮いたということは確かであり、その分は市の財政が豊かになったという形であると考えるとの答弁がありました。

次に、仮に定数を削減をして、例えばインターネットや議会のテレビ放送、図書館の充実などの提案を行った場合に、どのように対応されていくのかとの質疑に対して、即答はできないとの答弁がありました。

次に、何もしないで維持するだけではなく、何かを減らしてどうするというようなことというのも、やはり別に考える必要があると思うとの発言がありました。

次に、財政が大変だから議員を減らそうとか、そういうことで新たな特別な場を設けるとするのは反対であるとの意見がありました。

次に、定数削減のための委員会とかを言っているつもりではない。現状のままではよくない。制度が現状と合わなくなっている部分の見直しの努力の積み重ねの中で理解をいただくことも必要ではないか。現状維持であるならば何もしないというのではなく、より市民に近い議会にしていくにはどういうやり方がいいのかというようなことを話す場がほしいと思っているとの発言がありました。

次に、行政側も今年度の職員人件費の削減を1億8,200万円されている。民間委託も推進をされている。経常経費についても10%減で大変な努力をされているということを踏まえながら、議会もみずから身を切り、予算を生み出し、環境整備をしていきたいという思いであるとの発言がありました。

次に、この間、議会がみずから議会運営がどうあるべきかという委員会をつくって検討し、開かれた議会にしようという提案もしてきている。視察の日数を減らして少しでも財源を生み出そうというような努力は、何も委員会をつくらなくてもそれは実行している。また新たに課題があれば、それは代表者会議なりの場で提案してもらえれば、ほかの議員が全く耳をかさないということはないとの発言がありました。

ここで質疑を終了し、討論を行いました。

当市においては、過去2回にわたり議員定数削減を実施をした。その後22人の議員定数で2回の選挙が行われたが、この間定数削減によって議会運営に何らかの支障があったとは思えない。また市民から、議員の数が減って市民の意見が届かず困っているなどの話を聞いたことはない。それどころか今なお議員の数が多過ぎるとの声ばかりが聞こえてくる。議会のあり方や議会活性化など議員同士で議論をする場をつくり、東大和市議会としての方向性を示す必要がある。議員定数の削減により現状に甘んじることなく、議員一人一人が今まで以上に努力し、資質の向上を図り、市民の負託にこたえられるよう責任ある議会運営に努めることで、東大和市議会が目指す議会改革が実現すると考えるとの賛成討論がありました。

次に、これまでも代表者会議等で定数についての議論をしてはどうかとの問題提起もしてきた。議会においても経費の節減、運営の効率化を市民が期待するのは当然であり、自発的に方策を講じる必要がある。議会の活性化のための環境整備をしていくための財源を、議会みずから生み出す努力も必要である。当市では最終条例改正から11年を経過し、この間の地方分権、市民ニーズの多様化、高度化、情報化が急激に進んでおり、類似都市を見ても直近で削減を行い、時期を見れば遅きに失したぐらいである。市民から陳情を出されるまでもなく、議員みずからが率先して定数の削減を行うべき。議員、議会の質を高め、議会改革を推進するために定数の削減に賛成をすとの賛成討論がありました。

次に、単なる経費節減での視点での議員定数削減には反対、東大和市の民主的運営はどうあるべきかという合意形成がまず必要である。ただし現状維持をしようというのもおかしいことであるということも理解しているので、個人的にはもう少し時間をかけてこの陳情を話し合いたかったとの反対討論がありました。

次に、地方自治の確立に当たっては、住民の活発な諸活動とともに、議会がどれだけ強力になるかということもまた必要なことと思う。議員が行政をチェックできる能力がまず大事だと思うが、それを持つ議会としての強力な権限、調査能力を持つ議会にすることには一定の費用もかかる。より多くの声を議会に届けようとするれば、市民に密着したところで議員が大勢いる体制もまた必要というふう思う。議会の権限を議員数も含め強大にすることこそ、今求められているというふう思うとの反対討論がありました。

次に、逆に考えると削減ではなく定数増ということもある。人口の推移、経済状況にかかわって定数を削減するだけではなくて、違う手法もとる必要があるのではないかとの反対討論がありました。

以上のような討論を経て、起立採決の結果、起立少数で22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情を不採択と決しました。

続いて、22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情についてであります。

本陳情の審査は平成22年6月9日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

現状の動きなど行政のほうでとらえていれば伺いたいとの質疑に対して、人権侵害救済法に至る経過として平成5年に国内人権機構の地位に関する原則、パリ原則が国連総会で採択をされた。このパリ原則では、人権

団体、弁護士、医師、ジャーナリストなどで構成する人権救済機関を政府から独立してつくるよう定めている。平成10年には日本に政府から独立した人権侵害を救済する機関がないということで、国際人権（自由権）規約委員会から勧告を受けたということがある。そういう背景で平成14年の通常国会に内閣が人権擁護法案というものを提出している。最近の動きとしては、平成22年2月の参議院の本会議において鳩山首相が早期提出に意欲を示したことがあるが、ただ現在まで法案が国会に提出されていることはないとの答弁がありました。

質疑を終了、討論を省略し、起立採決の結果、起立少数で22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情は、不採択と決しました。

次に、22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情についてであります。

本陳情の審査は平成22年6月9日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑は次のとおりであります。

導入された場合の市の業務的な問題が発生するのか、メリット、デメリット等を含めてお答え願いたいとの質疑に対して、一番影響を受けるのはやはり戸籍関係だと思う。今の戸籍が一家族同氏を使用しているということで、その部分をどうするか。事務的な観点からすると、メリットというものは考えていないとの答弁がありました。

次に、こういった高度な国政内容というのは市議会の審議にはなじまないと思うが、どういう情報をもとに答弁をしているのかとの質疑に対して、私どもが答弁する場合は政策的なことは言えない。あくまでも中立的な立場で、事務的にどうだという形で答えている。その情報収集というのは、報道機関から得た情報に基づいて答えているとの答弁がありました。

質疑を終了、討論を省略し、起立採決の結果、起立少数で22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情は、不採択と決しました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果についての報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔17番 佐村明美君 登壇〕

○17番（佐村明美君） 公明党の佐村明美でございます。22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

地方議会は住民によって選ばれた議員で構成される議事機関であり、一つには住民の意思を行政に反映する住民代表機能を有しております。また情報開示、審議機能や条例制定などの意思決定機関でもあり、さらに執

行機関に対する監視機能など、地方自治に果たす役割は極めて大きいものがあります。

議員の定数は地方自治法第91条1項に基づき、直近の国勢調査人口に応じて上限が定められており、第2項では「条例で特にこれを減少することができる。」と規定しております。議員定数の削減については、市民からは常日ごろより民間の状況を踏まえ、かなり厳しい指摘もあり、市民の率直な声、市民感情として聞かれることであります。公明党としては、代表者会議でも定数について議論をしてはどうかと問題提起もしてまいりました。

国も行政改革の実行に責任を有するのと同じく、地方行政もまた減量化、効率化の重大な責任を有することを見れば、議会においても経費の削減、運営の効率化を市民が期待するのは当然であり、自発的に方策を講じる必要があります。とりわけ地方分権の推進下の中で、地方議会の役割もまた大きく変わりつつあります。条例制定権の拡大や権能の強化で、地方議会の責任はますます重くなるとともに、行政が複雑・多様化する中で専門化、細分化され、議員の果たす役割は日々増大し、自己研さんを積むことが重要になってきております。

東大和市議会としても、情報公開をするためのインターネット放送の導入、休日・夜間議会、パソコン等の環境整備、議会図書室の充実、研修会の拡大など議会の活性化のために環境整備をしていくための財源を、議会みずから生み出す努力も必要であります。

最終条例改正日から11年が経過、この間の地方分権、市民ニーズの多様化、高度化、情報化などが急激に進んでおります。類似都市を見ても多くの市が直近で削減を行っており、市民から陳情を出されるまでもなく、議会みずから率先して定数の削減を行うべきです。民意の反映とチェック機能は、定数が多ければ多いほどよいというものではありません。多様な民意の反映は議員の努力、情報収集など改革により可能であります。今問われているのは議会と議員の質の向上につながっていくということであり、報酬の引き下げなどの声もありますが、議員の資質の向上を目指す上では一定の待遇を認めることも必要です。行政のプロである役所の職員と共同で地方自治を担うためには、議員にも行政全般に関し専門的な知識が求められ、そこに身分の確立と職業としての地位が与えられてもよいのではないのでしょうか。

よって、地方行政の減量化、効率化の責任を果たすとともに、議員、議会の質を高め、議会改革を進展させ8万市民の負託にこたえていくために、東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情に賛成するものであります。

〔17番 佐村明美君 降壇〕

〔2番 西川洋一君 登壇〕

○2番（西川洋一君） 私は日本共産党東大和市議員団を代表して、22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情に反対の討論を行います。

議員定数のさらなる削減は、住民と議会の結びつきを弱めて、住民を地方政治から遠ざけ、地方自治を弱めるものとなります。議員定数削減を行革の対象にすることは、憲法の定めにある地方自治の本旨とは全く相入れないものであり、その考え方の根本が間違っていると思います。憲法は第8章に地方自治という独立した章を設けています。これは主権が国民にあるという原理を政治の上で具体化するのに、地方自治の確立が不可欠だからです。主権者としての市民がみずからの意思、みずからの責任で地方政治を決定していくことは、当然の権利として存在します。これを実現するには、地方議員の住民による選挙と議員が議会で活動し住民の意思を反映させることで保障されます。議員定数を減らすことは住民に最も身近な議員を減らすことで、議会とのパイプを細くし、議会から、地方政治から住民を遠ざけることとなります。

また大きな権限を持つ首長の行政をきちんとチェックできる能力ある議会が必要です。議員定数の削減は、市長の権限に対して議会の役割を縮小するものとなります。現在でも法に定められている上限数より大幅に削減されています。にもかかわらずさらに削減することは、地方自治の確立と逆行するもので到底認められません。

市民の皆さんの声に議会、議員に対する批判があることは承知しています。同時に議会、議員が住民の代表としての職責をしっかり果たしてほしい、頑張れの声もまた多く私は聞いているところです。市民の皆さんの声を市政に反映する。市民の皆さんが行政にこうしてほしいということを実現できるような議会、議員になることこそ求められていると思います。

以上、この陳情に対する反対討論といたします。

〔2 番 西川洋一君 降壇〕

〔21番 大后治雄君 登壇〕

○21番（大后治雄君） 議席番号21番、大后治雄でございます。民主党を代表し、22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

市町村議会の議員の定数は地方自治法第91条で規定され、人口区分ごとの数を超えない範囲内で原則として条例で定めなければならないとされております。当市の人口規模においては30人とされておりますが、この規定はあくまでも上限を決めるものであり、各自治体の自主性、自立性にかんがみ、みずから判断し適正な議員定数を条例で定めるべきものであります。また昨今、地方自治体の自主性を重んじ、この規定自体を撤廃する動きが始まっているとも聞いております。

当市におきましては、平成7年執行の選挙で26人から25人に、平成11年執行の選挙で25人から22人へと過去2回にわたり議員定数削減を実施いたしました。その後22人の議員で2回の選挙が行われましたが、この間定数削減によって議会運営に何らかの支障があったとも思い当たりませんし、また市民から議員の数が減って意見が届かず困っているなどの話を私どもは一度たりとも聞いたことがありません。それどころか今なお議員の数が多過ぎるとの声ばかりが聞こえてまいります。

ただし同時に議会の役割が市民に十分に理解されていないとも感じます。そこで議会のあり方や議会活性化等、議員同士で議論する場をつくり、東大和市議会としての方向性を示す必要があると考えます。また不況の波が市民生活にも多大な影響を及ぼしており、市の財政運営も長年にわたり危機的状況にあります。その中で市では職員数や給与の削減、事業の延期等、市民サービスにできる限り支障を来さないよう、それなりに努力されているように思われます。

このような状況のもと、市議会としても実効的な行政改革を市民の理解と協力を求めて推進するよう努めなければならないのは自明でありますし、また率先し必要最小限の組織の中で最大限の力を発揮する努力をしなければ、市民の理解は到底得られるものではないこともまた自明であります。

議員定数の削減により、現状に甘んじることなく議員一人一人が今まで以上に鋭意努力し、資質の向上を図り、市民の負託にこたえられるよう責任ある議会運営に努めることで、東大和市議会が目指す真の議会改革が実現すると考えるものであります。

以上、議員各位の御英断を求め討論といたします。

〔21番 大后治雄君 降壇〕

〔15番 長瀬りつ君 登壇〕

○15番（長瀬りつ君） 15番、長瀬りつです。22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情、本陳情に反対の討論をいたします。

議員定数の削減を求めるという市民からの陳情は、質問もせず議会改革にも取り組まず、首長提案には唯々諾々と賛同している今のままの議会なら、議員は半数で十分だという考えを示したものであるのなら賛同もできますが、行政改革の論理で議員定数の削減を行うというのは住民自治の考えを否定する本末転倒のものであり、賛成することはできません。

行政改革は効率よく執行することを目的にして行われるものであり、議会は住民自治を根幹として住民と話し合い、政策提言をし、決定を行い、その実施を監視し評価することにより、住民に最も身近な議会として主権者である住民から信頼される議会にならなければなりません。そしてその構成員である議員も、住民から信頼される議会になるよう議会改革に努力し、住民から信頼されるよう職責を全うし、説明責任を果たすよう努めることこそが行政改革を進めることにもなるかと考え、反対の討論といたします。

〔15番 長瀬りつ君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

22第5号陳情 東大和市議会の議員定数の削減を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

22第6号陳情 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

22第8号陳情 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（粕谷洋右君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時37分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 第37号議案 東大和市街づくり条例

日程第7 第42号議案 市道路線の認定について

○議長（粕谷洋右君） 日程第6 第37号議案 東大和市街づくり条例、日程第7 第42号議案 市道路線の認定について、以上2議案を一括議題に供します。

以上2件につきましては、建設環境委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 中村庄一郎君 登壇]

○6番（中村庄一郎君） ただいま議題に供されました第37号議案 東大和市街づくり条例、第42号議案 市道路線の認定について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は平成22年6月11日に開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

初めに、第42号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供し、現地視察を行い、審査を行いました。

第42号議案 市道路線の認定については、既に本会議にて提案理由の説明が終了しておりましたので、質疑、討論を終了、本案を原案どおり可決と決しました。

次に、第37号議案 東大和市街づくり条例について、本案を議題に供しました。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりましたので、直ちに質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

初めに、今回のこの街づくり条例、これは目的は市民と開発事業者、市が協働して街づくりを推進するという意味での条例になっているが、この辺のもう少し具体的などころの説明がほしい。それから開発事業、この敷地面積500平方メートル以上の建築物というのはどういうものが該当してくるのか。それから開発事業者というのはどういう業種、業者になるのか。それから根本的に都市計画決定との関連性もあわせて、都市計画決定とこの街づくり条例との位置づけがどうなっているのか。それから街づくり協議会の設置が認められるようになるわけですが、例えば開発事業者が事業を行うとなった段階でつくられるのか。それともその段階でつくるものなのか。またそれ以前にその地区、500平方メートル以上の連続した一体の区域でつくっていくということになるのか。それからもう一つ、第4節、38条、ここにかかわる開発、都市計画事業等の適用除外について、これが例えば国、東京都、その他公的機関とか、またその他のもので適用除外というものがあるのか、その点を教えてほしいとの質疑に対して、街づくり条例、具体的にはどのようなところを目的とすることかと思うが、街づくり条例の前文があり、前にそれぞれの章あるいは節の部分がある。大きくは第2章の協働による街づくり、第3章にある都市計画による街づくり、第4章にある協調の街づくりという

ことで、ここが3本柱というふうな形になる。具体的には当然のごとくこの条例は市民の皆様との協働による街づくりの推進を図ることが大きな目的で、それを進めるために都市計画提案制度等の都市計画法に制定されている制度の活用を図るということ、それと開発事業等において近隣紛争の防止等を図る、このような内容を網羅した中での条例ということ。現在ある開発等の指導要綱も網羅し、また地区計画制度も網羅した中で、今後の街づくりにより手続条例として明確に示すということを目的としているもの。

次にそれぞれ具体的な項目について順次説明をする。最初に500平方メートル以上の建築物についてというところの関係で、第2条2号にある開発行為、これは都市計画法で規定している500平方メートル以上の土地の区画形質変更を伴う開発行為になり、許可が必要な開発行為といったものになる。それを受けて、そのほかに建築物の建築について開発の対象とするために各号が設けられているという内容になっており、その一番最初に敷地面積が500平方メートル以上の建築物というものを掲げてあるのは、許可を要する開発行為の敷地面積500平方メートルと整合をとるために、こちらも500平方メートルにしてある。具体的にはどういったものかという、建物を建築する場合、その敷地が500平方メートル以上あれば開発の協議の対象になる、市の条例に基づく協議の対象になるということで、そこにおける緑化だとか雨水排水であるとか、ごみ収集所とか、そういったものの協力を求めていく対象になるということ。

続いて、都市計画決定との位置づけということ。第3章で都市計画による街づくりというのを置いてある。都市計画決定の提案、また市が案を作成すること、あと地区計画の案の作成といったような内容が都市計画決定に結びついていく部分の規定になっており、協働による部分とのかかわりということになると、第2章で地区の街づくりだとか、分野別の街づくりの協議会を設置し、それぞれの協議会が都市計画の案となるようなものを提案した場合には、こちら3章に掲げる手続による都市計画決定をしていくという内容になる。また必ず協議会で検討した街づくりのルールとか、そういったものを都市計画決定していくかといったようなことになるけれども、必ずしも都市計画決定を最終目的とするものではなく、それぞれの協議会をつくった皆さんが地区のルールどまりでいいんだということであれば、それで地区の計画としてとどめおくこともできるというものである。少し言いかえると、都市計画決定までしたいということであれば、その先の手続にも進めるといった構成になっている。協議会の設置と開発事業との関係は、第2章に掲げる協議会の設置とは、開発事業に対していろいろと協議をするという組織ではなく、自分たちの住むところの地区をどういうふうにしたらいいかというようなこと、住んでいる方たちが共通認識に立っているいろいろなことを検討しよう、またルールづくりを進めていこう、その先は都市計画決定をしていこうといったようなことをするための協議会で、開発が出てきたときにいろいろと協議をする対象のものではない。開発の協議については、第4章の協調による街づくりの章で市との協議を行っていくということになる。それから38条の関係、その中でも第2項で公的機関については公共施設等の整備について別に市と協議をするということを定めており、手続等計画の公表であるとか説明会であるとか、手続等については適用除外だが、計画するものについては市と協議をする。当然その地域で足りていないものがあれば、その協議の中で市と協議をし、その調った事業を進めていただくことで規定しているものとの答弁がありました。

次に、第2条第2号の墓地、埋葬等に関する法律、「納骨堂の増設その他の周辺環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業」というのはどういったものが挙げられるか。それから第4条の4項の「開発事業者は市民等相互の立場を尊重し、紛争の予防及び解決に努めなければならない」、これは今までは説明会を開いただけでオーケーになっていた部分もある。この辺は具体的にどういったものになるのかとの質疑に対し、墓地、埋葬等に

関する法律第2条に規定する墓地又は納骨堂の造成が1点、2点目が葬儀場の設置、3点目がペットを対象とする火葬施設または霊園の設置、4点目が屋外のレクリエーション施設の設置といったものを今は想定している。開発事業の協議ですが、これは現在市では宅地開発等指導要綱に基づいて、4条4項の紛争の予防、解決については現在でも東京都の紛争の予防と調整に関する条例というものがございしますが、こういったものと調整をとりながら紛争が起きてしまったときにはその条例に基づき解決していくという方法をとっており、今回この条例設置について事前に計画を周辺の市民の方たちにも周知していくということが盛り込まれており、大きな紛争になる前にある程度計画を皆さんに知っていただくことを義務づけている。説明会等、周知を義務づけているというところが予防につながっていくのではないかとというふうに考える。またそういったところを丁寧にしていくという努力義務を、事業者にも課しているという内容になっているとの答弁がありました。

次に、条例の第4条で（市民等の責務）という書き方で、市民と開発事業者と市の責務という順番で書かれているが、きちんと市民、開発事業者、市という書き方にしたほうが良いと思うが、市民等といってまとめてしまうと非常にわかりづらい感じがする。開発事業者の4項のところ、「紛争の予防及び解決に努めなければならない」という書き方がしてあるにもかかわらず、市の責務の中に紛争解決や調整の文言というのが全くない。その辺については、総合的な調整という書き方になっているが、7号で市の責務が「総合的な調整」という書き方で、何を具体的にどういうことなのかというところが非常にわかりづらいので、適切な助言だとか指導だとか具体的な文言に書きかえるべきではないかと思うが、その辺についてのお考えを伺いたい。また市の責務の中で「市民の意見が反映されるよう努めなければならない」となっているが、市民の意見がきちんと反映されるためには何をするのかということ、市民には市へ街づくりへの協力、「街づくりに関する施策に協力しなければならない」というふうに市民の責務として書かれていながらも、市が市民の街づくり活動への支援というのがどこにも述べられていないので、その辺について考えを聞かせてほしい。また開発事業に係る雑則のところ、39条の2項で市長は勧告を行うことができることと、また勧告に従わないときは開発事業者等の氏名も公表するというふうに書いてあるが、勧告に従わない場合は公表するだけなのか。全員協議会のときに罰則を設けない理由は、手続条例なので規制するためのものではないと言っていたけれども、少なくとも工事の停止あるいは中止、それから期間を定めて違反を是正させる命令ぐらいは出せるようにすべきじゃないかと思うが、その辺についての考えを聞かせてという質疑に対して、協働による街づくりとして市、開発事業者、市民等というふうの前段で定義しているので、その順番に従って責務等を規定したもの、それで第1条で規定しているので、その順番に沿って市民等の責務ということを整合させる形で規定している。表示の仕方としても、「市民は」「開発事業者は」「市は」というふうに始まっているので、これで十分わかるというふうに考えている。それから「反映されるよう努めなければならない」といったような、5項の後段になるが、「市は街づくりに関する行政計画等を、基本理念にのっとり策定するとともに、その内容に市民の意見が反映されるよう努めなければならない」といった具体的なことについては後の手続のところにも書いてあるが、決めていく段階で説明会を開催し、また意見募集を行い、それに対する見解書を公表していくというような手続を踏んでつくっていくということを考えている。十分達成できるというふうには考えている。それから7項の総合的な調整だけで紛争等に市がかかわっていくということが読めないという指摘であるが、そういったことをすべて含んで総合的な調整を行うというふうに当然のことと考えている。現在でも同じように相談に乗って対応している。その案件について市は知りませんよといったようなことは当然できないわけなので、いろんなことを総合調整するというのが市の責務と考えている。6条の必要な支援をといったところで、この書き方では弱

いんではないかという指摘であるが、支援の方法にもやはり相談段階からある程度案をまとめていくという技術的なことに及んでいることも考えられる。そういったことについて、その段階段階でできるだけことはしていこうという気持ちがあるので、このような表現をしている。

39条の2項に関するような内容は、市長が勧告、氏名等の公表ができるというところであるが、少なくとももう少し踏み込んで命令等まで規定したほうが良いという提案であるが、罰則規定を設けていくような条例であれば次の段階が命令になって、それから罰則ということになると思うが、そこまでの条例は考えていない。協働により性善的にきちんと守られていくということを、みんなの努力で進めていこうとする条例なので、勧告、公表までで十分というふうを考えて、これで実際の運用に当たって大きな問題があるようであれば、それは検討していく課題かなというふうを考えているとの答弁がございました。

次に、第2条の4項、「街づくりに関する行政計画等」というふうになっている。ここに基本構想とか基本計画とかマスタープラン、それからさまざま書いてあるが、環境基本計画も書いてあるし緑の基本計画、地区街づくり計画、分野別街づくり計画とか書いてあるが、「その他良好な街づくりに資する市の計画等として規則で定めるもの」という書き方になっているので、あらゆる計画、例えば農業振興計画とあるので、そういったものについてはその他のところに入るというふうを読むのか、規則には特に書いていないのでその辺のさまざまな都市マスタープランとか緑の基本計画とか環境基本計画とか挙げられた中に、農業振興計画などを入れなかった理由を教えてくださいとの質疑に対しまして、2条4項、行政計画等の中で現在ケのところでは、考えている施行規則の中では、当市には市の景観形成の基本的な考え方を一応位置づけた都市景観構想というものがある。これを1点挙げている。それ以外のものといったことについては、ここに挙げているものが主に都市マスタープランをつくったときに、都市整備分野での協働の街づくりについてということではいろんなものを挙げていこうということでは拾ってあるが、その中に農業振興計画等については今のところそこまでのものというものを考えてなく条例の中に規定していない。必要であれば、そういったことを今後検討していく必要があるのかというふうには感じているとの答弁がありました。

次に、いろいろと都市景観構想だったり高さ制限だったり緑の基本計画があるけれども、そういった計画の枠の中で開発をかける場合は指導していくという認識でいいのか、それとも例えばそういう計画を立てたときに集合住宅等であれば高さが超えてしまったりとか、そういったいろいろな諸問題が出てきた場合、そういう場合は協議会の中で、また役所との交渉の中で街づくりと認められれば、そういった高さも変更していくということなのかという質疑に対して、開発事業等で計画していく中に規定の制限、都市計画法で定まっている制限だとか、建築基準法の制限といったものを超えることはできない。協議会というか市との協議の中で調べれば法を超えたものができるかという、それはできるものではないという答弁がありました。

次に、今回の街づくり条例の主眼に置いている、要するに開発事業者と地域住民との話し合いをしっかりと早い段階から持てるようにしたという認識でいいのか。公共事業の場合には2項で別途協議するとなっているからよいけれども、同じように事前に公表されるという認識でいいのかを確認するとの質疑に対して、公的機関が行う開発事業についてはそれぞれの事業を行うところで予算措置があったり、組織するところの議会へ説明があったりとかいろいろな段階を踏む。そういったところで民間の開発事業とあわせた手続を行うということは、いろいろと障害があるだろうということで適用除外してある。公共施設等の整備についての協力を求めるといったところの考え方には変わりはないので、協議対象としているところだ。またその協議の中で早い段階から計画を公表していただきたいというようなことを求めたり、そのほかの開発事業と同じような手続を踏む

ようになるべくお願いしていくという考えであるとの答弁がありました。

次に、開発事業にかかわることだが、例えば街づくりをしていこうということで建設業者が具体的な開発の計画を持つということも一つあると思う。それから地域住民のほうから、具体的には例えば古くなったマンションの建て替えをやるどうか、そうしたことがあったときに、これもやはり開発にもなるわけだ。それから街づくりにもなると。その場合に市の責務としてどういうふうな形でアドバイスがされるのか。その辺のことに ついて事例、例えばこうした住民からの、市への要望が出されたときの手順を教えてほしいとの質疑に対しまして、開発事業と市の役割、それと協議会がどう絡むかといったようなところだと思うが、初めに協働の街づくりとして第2章に位置づけた地区街づくり協議会や分野別街づくり協議会といったところは、出てきた開発事業に対して調整をするとか協議をする機関ではない。自分たちの住むまちをどういうふうにしていきたいかといったことをみんなでルールづくりをしたいんだとか、緑をふやしていくためにどんなことを考えていきたいというような志を同じくする人たちが集まり、そういったものを協働で研究していきルールづくりに努めていこう。これを都市計画決定できる内容まで詰められれば、それを都市計画決定していく提案に上げたり、市に要求していくといったような手続ができるというところで3章に進むという構成になっている。建て替え事業があったり開発があったといったようなところで、周辺住民がこれはどういうことなのかちょっと示された計画では納得がいかないとか、そういったようなことがあれば、現在も行っていることだが当然市のほうに相談がある。また許可とか確認をおろしている東京都にも市民のほうから相談に行くけれども、まず第1には市のほうにどういうものなのかという問い合わせがあるので、その中で事業者にきちんと説明するように求めたり、また市で知っている内容について、計画の内容や法律の規定の内容といったものを説明するといったようなことをしていくということである。また責務のところにある総合調整といったことについては、そういった紛争については調整だけでなくいろいろな公共施設の整備であるとか、他の機関との調整が必要であるようなことについては市とその事業者だけの話にとどめず、関係するところも巻き込んで改善するように求めているといったようなことまでしていくというところであるとの答弁がございました。

済みません、今発言の中で一部訂正がございます。地区街づくり協議会についての質疑の報告で、500平方メートル以上の連続した一体の区域と申し上げましたけれども、こちら5,000平方メートル以上に訂正させていただきます。

以上で質疑を終了し、討論を終了、採決に入り、第37号議案 東大和市街づくり条例、本案を原案どおり可決と決しました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終了させていただきます。

議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第37号議案 東大和市街づくり条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

第42号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第8 第40号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（粕谷洋右君） 日程第8 第40号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小飯塚謙一君 登壇〕

○副市長（小飯塚謙一君） ただいま議題となりました第40号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

初めに、改正の主な内容であります。今定例会に御提案させていただいております第37号議案 東大和市街づくり条例の制定に伴いまして、東大和市街づくり審査会を設置することから、街づくり審査会委員の報酬の額を定めるものであります。

内容について御説明申し上げます。

別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加えるとして、街づくり審査会委員、月額9,000円を加えるものであります。

附則であります。条例の施行日を平成22年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小飯塚謙一君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第40号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第9 議第7号議案 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

○議長（粕谷洋右君） 日程第9 議第7号議案 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔2 番 西川洋一君 登壇〕

○2番（西川洋一君） ただいま議題になりました議第7号議案 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提案説明を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度であります。被用者保険に加入していないすべての人を対象とする医療保険制度として、加入者の健康を守らなければならないというそういう制度です。

しかしこの間、国庫負担金の減少などにより制度運営の財政に支障があり、このまま推移すると一層市民への負担増となるおそれがあります。そうしたことからこの改善を図るために、国に対して国庫負担金の増額を求めようとするものであります。

それでは意見書は簡潔ですので、これを朗読いたしまして提案といたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度であり、被用者保険に加入していないすべての人を対象とする医療保険制度である。国民健康保険加入者は、無職者、年金生活者など所得の低い人が多く、また、現在の深刻な景気と経済状態の悪化により、個人事業者への保険税負担は重くのしかかっている。このため、東大和市においても平成20年度の保険税滞納世帯は、2,574世帯（15.4%）にもなる。短期証発行対象世帯は927世帯であり、保険証が交付されていない世帯は463世帯となっている。保険税負担に耐えられない世帯が多数いることを示している。

東大和市では、一般財源の繰り出しが困難であるとして、本年度より保険税値上げを行った。しかし、現状

は、引き続き国民健康保険事業の財政状況は困難であり、また保険税負担に耐えられない加入者を増大させることになっている。

このような事態に陥った大きな要因は、国庫負担の大幅な引き下げにある。昭和59年から平成18年の間に、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は49.8%から27.1%へとほぼ半減した。国民がだれでも安心して医療にかかれる国民健康保険制度を維持するためには、国保への国庫負担を引き上げることが必要である。

よって、東大和市議会は、国保財政の安定を図るため国庫負担金の増額を強く求めるものである。

ということで、皆さんと一緒にこの意見書を上げまして国保事業の改善を図りたいというものです。

御賛同をよろしくお願いします。

○議長（粕谷洋右君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔2 番 西川洋一君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第7号議案 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

#### 日程第10 閉会中の継続審査について

○議長（粕谷洋右君） 日程第10 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

厚生文教委員会及び建設環境委員会からお手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（粕谷洋右君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成22年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 粕 谷 洋 右

副 議 長 尾 崎 信 夫

署 名 議 員 押 本 修

署 名 議 員 石 川 庄 太 郎